

米国の労働政策

雇用政策・H-1B職種関連施策

07



1.7. H-1B職種関連施策

H-1Bビザは専門職・高度技能職ビザともいわれ、高度で特別な知識や実質的な応用が求められる職種について発給される。ビザの申請者は専門職としての資格や学歴、職務経験を有していなければならない。

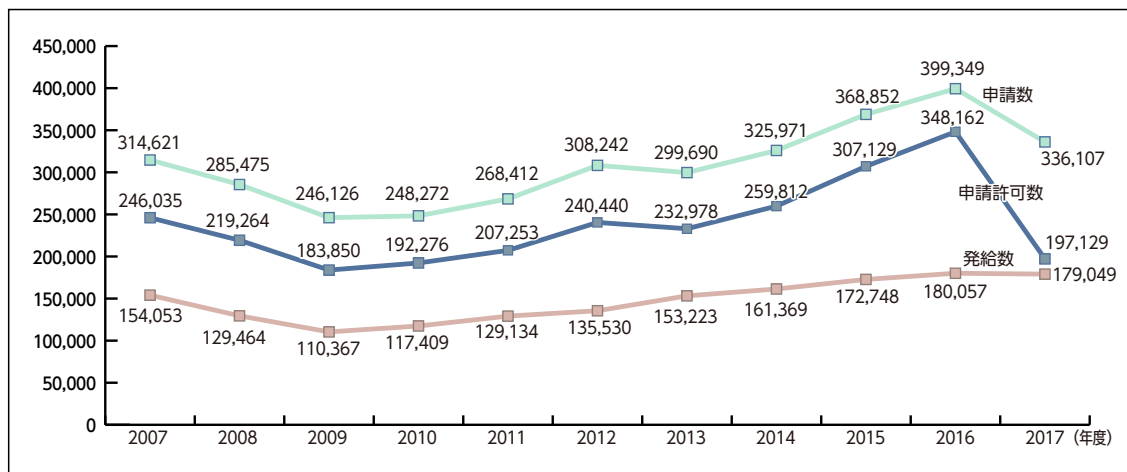
H-1Bビザには年間上限枠が設定されており、2019年度の上限は、通常枠が6万5,000件、マスター枠（追加枠）が2万件である。申請件数ならびに申請許可数、および発給数は図表10のとおりだが、2017年度は申請数33万6,107件のうち、申請が許可されたのは19万7,129件で、いままでも申請が却下されるケースが激増している。

これは外国人雇用の機会を削減するというトランプ政権の意向を反映しているのではないかと考えられる。なお、

申請者はインド人が圧倒的に多く、2017年度の申請数33万6,107件のうち24万7,927件はインド人による申請で（73.8%）、2位の中国人3万6,362人（10.8%）を大きく引き離している³⁶。職種ではコンピューター関連職の申請がもっとも多く（68.7%）、以下、建築・エンジニアリング・測量（8.4%）、行政専門職（6.4%）と続く³⁷。

米国ではオバマ政権時代より、H-1Bビザが多く発給されているIT、医療、バイオテクノロジー、高度製造業といった成長分野における教育や職業訓練を強化し、米国民のスキルを引き上げ、同ビザ発給の必要性を削減することを目的とする助成金制度を設けている。2011年にはH-1Bテクニカルスキル職業訓練助成金（H-1B

図表 10 H-1B ビザ申請件数、申請許可数、発給数の推移（2007～2017年）



出所：Bureau of Consular Affairs, U.S. Department of State, “Nonimmigrant Visa Issuances by Visa Class and by Nationality, FY1997-FY2017,” and U.S. Citizenship and Immigration Services, “Number of H-1B Petition Filings, FY2007-FY2017” をもとに作成



1.7.1. H-1Bアメリカズプロミス助成金 (H-1B America's Promise Grants)

Technical Skills Training Grants) に2億4,000万ドルの予算を充て、2013年にはH-1Bメイクイットインアメリカ助成金 (H-1B Make it in America Grants) に2,000万ドルの予算を充てるなど、名称を変えつつ同種の助成金制度を継続している。

H-1Bアメリカズプロミス助成金は、労働者が企業ニーズに合った技能を身につけられるよう、企業、経済開発団体、労働力開発団体、コミュニティカレッジ、訓練プログラム施設、K-12教育機関（幼稚園から高校までの教育機関）、コミュニティ団体などの地域パートナーシップを拡大することを目的としている。対象となるのは中技能から高技能のH-1B業種や職種で、助成を受けた地域の労働力パートナーシップが業種ごとのキャリアパスを創設し、労働者や企業のニーズに合った訓練を提供する。失業者、不完全雇用者、低所得の労働者などが、高需要のH-1B業種で雇用に就く（または雇用を継続する）ことができるよう、OJTや教室授業を受けて、技能、資格、学位などを取得することを目指す。

2016年11月、雇用訓練局 (ETA) は、全国の労働力パートナーシップ23団体に総額1億1,100万ドルを超えるH-1Bアメリカズプロミス助成金を支給した。それぞれの団体に支給される金額は230万ドルから600万ドルである³⁸。

³⁶ U.S. Citizenship and Immigration Services, “Number of H-1B Petition Filings, FY2007-FY2017” <https://www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/Resources/Reports%20and%20Studies/Immigration%20Forms%20Data/BAHA/h-1b-2007-2017-trend-tables.pdf> (last visited July 1, 2018)

³⁷ 同上

³⁸ Employment and Training Administration, Department of Labor, “H-1B America's Promise Grants,” https://www.doleta.gov/business/pdf/Americas_Promise_Summary_and_Abstracts_5.9.17_Final.pdf (last visited June 24, 2018)

米国の労働政策 1.雇用政策 1.7. H-1B職種関連施策

執筆／Keiko Kayla Oka（リクルートワークス研究所 客員研究員）

監修／村田 弘美（リクルートワークス研究所）

制作進行／開地 康子（リクルートワークス研究所）

発行日／2019年2月20日

発行／リクルートワークス研究所 グローバルセンター

〒104-8001 東京都中央区銀座8-4-17

リクルートGINZA8ビル

株式会社リクルート

TEL 03-6835-9200

URL www.works-i.com/

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

©Recruit Co.,Ltd. All rights reserved.



参考資料等に掲載しているURLは各ウェブサイトへリンクしております。
ただし、ページの移動もしくは閉鎖している場合がございます。

米国の労働政策

1. 雇用政策 1.7. H-1B職種関連施策

リクルートワークス研究所
〒104-8001 東京都中央区銀座8-4-17
株式会社リクルート
TEL 03-6835-9200
URL www.works-i.com/